

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 9 月 12 日

新潟県知事 殿

提出者

住所 上越市春日山3丁目1番63号

氏名 上越市ガス水道事業管理者 高橋 一之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-522-5512

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	名立浄化センター
事業場の所在地	上越市名立区名立大町1631-1
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	下水道業
② 事業の規模	3,661万円(運転管理費)
③ 従業員数	6人(うち委託3人)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・汚泥 自己中間処理(脱水) → 再生処理業者へ委託 → セメント原料、建設資材及び肥料として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状		【前年度 (6 年度) 実績】									
産業廃棄物の種類	汚泥										
排出量	2,078.56 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の種類											
排出量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)											
② 計画		【目標】									
産業廃棄物の種類	汚泥										
排出量	2,670.53 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の種類											
排出量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)											
工程の改善											

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別を徹底し、他の廃棄物が混入しないように注意する
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記を継続

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00	t		t		t		t
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t		t		t		t
(これまでに実施した取組)									
特に実施していない。									

【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00	t		t		t		t
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t		t		t		t
(今後実施する予定の計画)									
特に実施していない。									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥							
	全処理委託量	116.75	t		t		t		t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00	t		t		t		t
	再生利用業者への処理委託量	116.75	t		t		t		t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00	t		t		t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	t		t		t		t
	産業廃棄物の種類								
	全処理委託量		t		t		t		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t		t		t		t
	再生利用業者への処理委託量		t		t		t		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t		t		t		t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t		t		t		t	
(これまでに実施した取組)									
委託基準に従って、産業廃棄物運搬処理を委託できる業者を選定し書面による契約を実施。									

【目標】											
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥									
	全処理委託量	150.00	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.00	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者 への処理委託量	150.00	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.00	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量	0.00	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類										
	全処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者 への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(今後実施する予定の取組)											
可能な限り優良認定処理業者から委託業者を選定する。 再生利用が可能な廃棄物については、再生利用業者へ処理を委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。											
※事務処理欄											

○廃棄物処理に関する管理体制図

統括責任	下水道参事（下水道センター長）	
廃棄物担当	下水道センター 組織人数：7人	
役割	下水道課参事	各種事項の決定、承認
	下水道センター業務管理係	廃棄物処理方針の策定 廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 産業廃棄物処理施設の運転維持管理状況の把握 処理業者、再生処理業者の調査、選定および管理 委託契約の締結 産業廃棄物管理票の交付、管理 監督官庁への各種報告 その他関係する事項

